



スプレーマム

W
 PA Certified Public Tax Accountants Office
パワーアライアンス税理士事務所
News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

10月

(神無月) OCTOBER

8日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

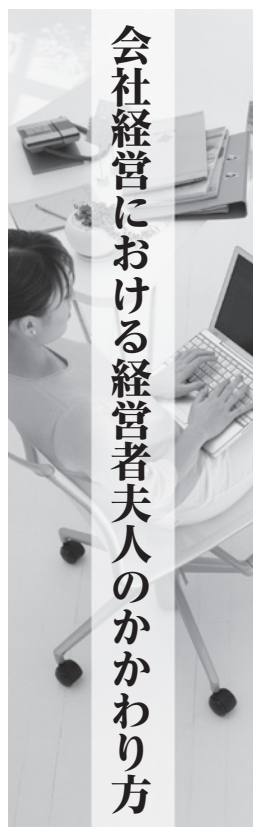
ワンポイント たばこ税の見直し

10月からたばこ税の税率等が見直されます。紙巻きたばこについては、国及び地方のたばこ税の税率を4年かけて1本当たり3円増額し、急速に市場が拡大している加熱式たばこについては、新たに課税区分を設けた上で、製品特性を踏まえた課税方式に5年かけて見直されます。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

会社経営における経営者夫人のかかわり方



Iさんは、化粧品会社のサラリーマンの夫と結婚して十年。

ある日、突然、夫から「叔父の会社（魚市場の仲卸業者へ包装資材を供給している業者）の社長になってくれと言われ考えていたんだが……。やむなく引き受けることにした」と告げられました。

Iさんに限らず経営者夫人は、一般の主婦とは異なった立場があり、特別な心構えを持っていなくてはならないでしょう。

経営者夫人の在り方

経営者夫人の在り方を具体的に考えてみましょう。

第一に、「自分の立場を自覚して行動する」

経営者夫人は通常のサラリーマンの妻とは立場が異なり、その責任は重く、行動の自由は束

縛られて、自分の善意の行動や無意識の行動が、経営者の仕事や人物評価に影響することを認識しなければなりません。

そして、それを自覚するのは、夫との話し合いや関係先の行動等を通じて、会社の中の経営者がどのような立場にいるのかを知るからです。

前述のIさんは、夫に頼まれた資料を会社に届けに行く途中、倉庫の隅で社員同士の「あのバカ社長が……」という話を耳にしたとき、頭にカツと血が上ったそうです。

その時のことを十数年たった現在でも忘れられない、と言います。その後のIさんは、経営者である夫がいかに孤独であるかを知り、これからは「シツカリと手助けする」と決心したということなのです。

第二に、「関係者との接触・態度に気を配る」

取引先や銀行、社員、地域団体などは、経営者夫人の態度によって会社を評価することが多いようです。

また、父子、兄弟が会社の中で働いているときには、それらの夫人（姑や義妹等）との関係を良くすることに努めなければならなりません。

これは、夫人同士の争いが社内での活動をギクシャクさせることに飛び火する可能性もあるからです。

第三に、「家庭生活に気を配る」

家庭生活の雑事に夫を巻き込まないことは当然として、それ以外に、夫の健康への配慮が大切です。

さらに、多忙な経営者が求めているのは、サラリーマン家庭と同様、心身の憩の場であることを忘れてはならないでしょう。

経営者夫人の経営への参画

では、経営者夫人が経営に参画するときの注意点を見ていくことにします。

(一) 参画のプラスとマイナス面

について

先日、T週刊誌がサラリーマンの共働きの問題の特集していました。これは共働きが一般化しているからでしょう。

経営者夫人が夫の会社で働くことも珍しくはありません。

ただし、大きく違うのは、経営者夫人が会社で重要な地位にあるため、経営に大きな影響を及ぼすことと、その地位が経営者の妻という立場で得ている、という点です。

そして、この点から経営者夫人は会社経営に大きなプラス面とマイナス面を生じさせます。

まず、プラス面からみると、①経営者は信頼できる協力者として心強いし、重要な職務を担当させることができる、②経営者と社員との間の潤滑油の役割を果たすことができる、③経営者に不慮の事故が起きたとき、会社の混乱を小さくさせると期待できる、等です。

一方、マイナス面では、①会社と同族色が強まったり、権限の濫用などが生じる恐れがある、②経営者との協力関係が円滑にいかないと、職場に混乱が生じ

る、③会社の仕事にウエイトがかかってくる、家庭生活がイビツになってきたり、何よりも経営者夫人の健康を損なう恐れが生じる、等です。

したがって、プラス面とマイナス面のバランスを上手にとれば良い、ということになります。

しかし、ことはそのように簡単には進まず、多くの場合、マイナス面を軽く見たり、経営者夫人が自分の都合を優先させているにもかかわらず、会社内での地位を放棄しようとしなない場合が度々あります。

結論から言えば、プラス面とマイナス面を見定めるのは経営者の責任、ということでしょう。

(二) 経営参画の判断について
経営者夫人が、経営にどの程度、また、どういう形でかわりを持つかは、次の三点から総合的に判断することになると思います。

一つ目は、経営者の夫がそれを希望しているか否か、二つ目は、経営者夫人本人にその希望があるか否か、三つ目は、会社の経営および業務面から見て、夫人の参画が必要か否か、です。

前述のIさんの例。
Iさんは、二年間、夫の社長業を見ていました。

経営がうまくいかず悩んでいる夫に、経営講習会の参加を勧めたり、夫のグチを粘り強く聞き励ましたりしました。

社長I氏は講習会に出席した翌日は、社員の前で、会社組織とは〴〵と言った内容の話をし、社員に陰では馬鹿にされたり、古くからの幹部社員からの話を鵜呑みにしては失敗したり…と。

一年目、二年目と売上は減少するばかり…。特に経営に打撃を与えたのは社員が二人、三人、五人と辞めていったことです。

I氏の社長就任の時にいた社員は一五名。それが二年後では八名。

やむにやまれず夫人のIさんは経理担当として入社。顧問の会計事務所から職員を派遣してもらいながら、何とか処理していく半年間だったとIさんは述べ懐きます。

Iさんは更に、会計事務所に入手不足のことを相談。会計事務所から知り合いの人材派遣会社を紹介してもらいました。

「こんな男ばかりの荒っぽい市場（Iさんの会社は市場の中にある）に来てくれる人はいない」と思っていると、20代の若い女性、「私も地方で実家が魚屋をやっています、雇ってもらえませんか？」と来社。この女性が運良く入社してくれたお陰で、派遣会社からまた若い男性が二人入ってきました。

それやこれやで現在、Iさんを含め社員は一三名。業績は順調です。

(三) 業務の分担と処遇について
経営者夫人といえども会社内で特定の業務を分担する以上は、会社組織の一員にすぎず、会社内での経営者との関係は「夫と妻」ではありません。こと、中小同族会社では、公私混同に注意しなければなりません。

例えば、「肩書き」について、本人の能力と担当業務に相応したものでなければなりません。肩書きの「安売り」が本人の負担になるのならまだ良いですが、ときにそれが大きな業務上の失敗を生じさせる恐れもあります。

次に「勤務態度」の問題。
他の社員と同様でなければなら

ないことは当然のことです。
経営者夫人が会社の仕事の他に主婦業も兼務しているといえ、それは個人的な事情であり、社員でいる以上、持ち込んではいけません。他の社員は、経営者夫人という立場をみて、大目に見てくれていると心し、自分自身の行動を律していく必要があります。

さらに問題になるのは、経営者夫人の「給与」です。
経営者夫人が会社から給与を受けけることは、私財の蓄積に役立つと考えますが、いき過ぎた高給を受け取れば社員の勤労意欲を低下させることにもつながります。

経営者夫人といえども、仕事に応じた肩書きと、肩書きに応じた給与を考えることは「大切なことと考えるべきです。

以上、経営者夫人のことについて述べてきました。夫人の素質によるところが大きいのですが、それ以上に経営にプラスにできるかどうかは、経営者の指導力に負っていると捉えるべきでしょう。

大地震の意識調査

内閣府公表の「防災に関する世論調査」によると、大地震が起こった場合に心配なこと（複数回答方式）では、「建物の倒壊」が72.8%と最も高く、次いで「家族の安否の確認ができなくなること」61.3%、「食料、飲料水、日用品の確保が困難になること」57.3%などでした。

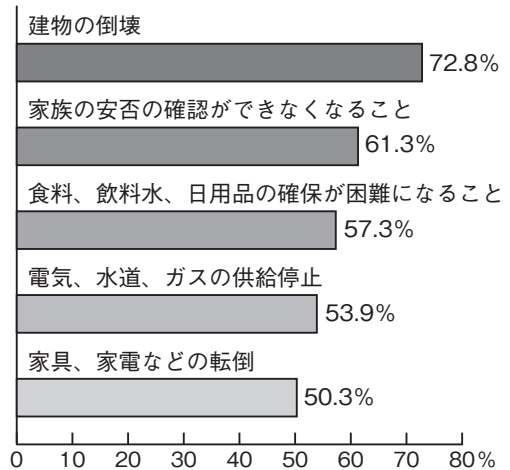
続いて、住まいの耐震診断の実施有無についての聞きとり調査では、「耐震診断を実施している」は28.3%にとどまり、「耐震診断を実施していない」51.5%、「分からない」20.2%と、半数以上が耐震診断を実施していない結果となりました。

このうち、今後耐震診断を実施する予定がある人は全体の3.5%とわずかで、多くの人建物の倒壊を心配しているものの、耐震診断の実施に至っていないことが判明しました。

また、大地震が起こった場合に備えての

対策（複数回答）では、「自宅建物や家財を対象とした地震保険に加入している」46.1%、「食料や飲料水、日用品などを準備している」45.7%、「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」43.3%となっています。

大地震が起こった場合に心配なこと
（複数回答、上位5項目）
内閣府資料より



組織の機能

社員数10人位までは、組織がうまく機能します。しかし、社員数が更に増えて、10人～30人位までになると、社長はリーダーを置き、リーダーの下に担当者がいるという組織の階層は2階層になります。

社長がリーダーに100の事を伝えてもリーダーが50しか受け取らないと、リーダーから担当者へはその半分の25の情報量になり易いです。

したがって、社長は原則、担当者に朝その日の行動予定の話し合いを行い、夕方、その日のチェックを行うこととなります。

さらに、社員が30人超の3階層では、社長は毎週月曜日にリーダーとその週の予定を話し合い、金曜日の夕方にチェックをすることとなります。

いずれの場合でも、社長と担当者、社長とリーダーの接し方を「仕組み」にしておくことが組織を機能させる上で必要なことになってきます。

リスク評価のズレ

リスクについては、リスクとその評価にズレの問題があります。リスク（客観的なもの）とリスク知覚（主観的なもの）の関係にズレがあるからです。客観的リスクに対し主観的リスクが大きい（過大評価する）例に、飛行機事故、殺人、狂牛病、サメに襲われる等があります。身近でないこれらの事件は、メディアの露出度が高いのも評価

のズレの一因です。一方、客観的リスクが主観的リスクより大きい場合としての例は、交通事故、喫煙、ギャンブル等です。身近でコントロール可能性が高い（と思われる）がメディア露出度は概して高くありません。しかし、交通事故を例にとると日本では一日、一〇人死亡客観的リスクこそ、自らの危険として認識したいものです。